

集中対策の終了及び広島県の対処方針の改正について

令和 3 年 7 月 8 日

1 概要

本県の感染状況は、全県及び広島市においても安定的に警戒基準値を下回る状態となることが見込まれるため、5月8日から取り組んできた「集中対策」については、7月11日をもって終了することとし、外出の削減や営業時間の短縮など行動制限や施設の使用制限に係る要請について、解除する。

一方、今後も感染の再拡大を回避するなど感染を最小限に抑えていく必要があることから、継続的に取り組む事項について、次のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、「対処方針」という。）を改正する。

2 改正後の対処方針の施行日

令和 3 年 7 月 12 日（月）

3 対処方針（案）の主な改正内容

（1）県民，事業者，行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」

○広島積極ガード店を基盤とした第三者認証制度の導入検討（追記）

・感染の拡大を最小限に抑えながら、経済活動を継続

○ワクチン接種の円滑な実施（項目追加）

・感染防止対策の有効な手段であるワクチン接種を加速

（2）県民に対する要請

○会食や飲食店の利用に関して要請事項を修正

・県民も対策が徹底された店舗を利用，居宅や屋外での会食時も感染防止対策を徹底

○他地域（特に感染拡大地域）との往来について要請事項を修正

・広島市，東広島市及び廿日市市との往来注意は，要請を解除

・再拡大の兆候のある首都圏は最大限自粛，その他の感染拡大地域も慎重に判断

・これらの地域からの来訪者との面会する時も感染リスクを考慮して行動

（3）事業者に対する要請

○他地域（特に感染拡大地域）との往来について要請事項を修正

（4）その他

○7月12日以降のイベント開催条件の変更

・広島市，東広島市及び廿日市市における条件を他の市町と同水準まで緩和

○ステージ判断指標等について国の分科会提言を踏まえ変更（別紙1）

・ステージ判断の目安となる指標値の変更，フェーズごとの病床ひっ迫具合評価など

・県の警戒基準値を最も先行して変動する指標に1本化（新規報告数/10万人/週）

別紙

○集中対策における要請の解除等について

| 区分 | 要請内容（行動制限，施設の使用制限） | |
|----------|--|---|
| | 広島市・東広島市・廿日市市 | それ以外の地域 |
| 外出削減 | ○外出の半減 ○特に 20 時以降は更に削減 | ○外出の半減 |
| 職場への出勤等 | ○出勤者割合の 7 割削減を目標 ○特に 20 時以降は勤務を抑制 | ○出勤者割合の 7 割削減を目標 |
| イベントの開催 | ○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数は，(A)，(B)による人数のいずれか少ない方を限度 (A)収容率：大声の有/無 50%/100% <u>(B)人数上限：5,000 人に制限</u> ○営業時間の短縮(21 時まで)【働きかけ】 | ○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数は，(A)，(B)による人数のいずれか少ない方を限度 (A)収容率：大声の有/無 50%/100% (B)人数上限：「5,000 人」，「収容定員の 50% (≦10,000 人)」の大きい方 ○営業時間の短縮(21 時まで)【働きかけ】 |
| 営業時間の短縮等 | ≪酒類を提供する飲食店等≫ ○営業時間を 5 時から 20 時までに短縮（酒類の提供は 19 時まで） ○カラオケ設備の利用自粛 | ⇒ |
| | ≪大規模施設等の管理者≫ ○営業時間の短縮(20 時まで)【働きかけ】 | |
| 他地域との往来 | ○県境を越える移動は，最大限自粛。 特に緊急事態措置区域，まん延防止等重点措置区域との往来は，厳に控える。 ○広島市，東広島市及び廿日市市との往来は，感染防止策を徹底するなど注意 | |
| 飲食店の利用等 | ○同居する家族以外での会食等は控える ○営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を控える | |

| 広島県の対処方針（案）(7/12～) | |
|---|--|
| 全県域 | |
| <p>【基本的な感染防止の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3つの密」回避，マスク，手洗い（消毒），時差出勤，人と人との距離確保 ・発熱時は外出を控え，積極ガードダイヤル ・Web会議，テレワークの積極的な活用 など | |
| <p>○業種別ガイドライン遵守など感染対策 ○参加人数の限度 左表の「それ以外の地域」に同じ</p> <p>※営業時間の短縮（21 時まで）の働きかけは解除</p> | |
| <p>⇒</p> <p>○業種別ガイドラインなど感染防止対策の徹底 ○飲食店における感染防止対策 （飛沫感染防止，手指消毒・換気の徹底）</p> | |
| <p>○緊急事態措置等が実施されている地域との往来は，最大限自粛。その他の感染拡大地域との往来は，慎重に判断</p> <p>○これらの地域からの来訪者との面会する時も感染リスクを考慮して行動</p> | |
| <p>○同居する家族以外での会食等は控える。 ただし，同居する家族以外での会食等にあつて，飛沫感染防止対策等がとられている飲食店を利用する場合，居宅や屋外において飛沫感染防止対策等を徹底する場合は，その限りとしな。い。</p> <p>○連絡先が不明な者との会食は避けること。</p> | |